

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第六号

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部を改正する条例

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十三号

）の一部を次のように改正する。

別表の一を次のように改める。

一 施設及びその使用料

#### 1 運動場

区分	使用料	
	午前	午後
全面	三、〇八〇円	四、六二〇円
半面	一、七四〇円	二、五七〇円
全日	七、四〇〇円	

備考 午後五時以後に使用する場合の使用料は、一時間につき、全面使用にあつては千百三十円、半面使用にあつては六百十円とする。

#### 2 テニスコート

区分	使用料
一面	五五〇円

#### 3 ファミリープール

区分	使用料
小人	一人一回につき 四三〇円
大人	一人一回につき 八七〇円

備考

- 1 「小人」とは、学齢に達しない者並びに小学校及びこれに準ずる学校の児童をいい、「大人」とは、小人以外の者をいう。
- 2 四歳未満の者が使用する場合は、無料とする。
- 3 二十人以上の団体で使用する場合は、この表に定める額の百分の九十に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め  
(この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め)  
(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。)